宝塚市環境衛生事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について 宝塚市環境衛生事務手数料条例(平成22年条例第9号)新旧対照表

現行

改正案

(狂犬病予防法及び狂犬病予防法施行令の 規定に基づく事務に係る手数料)

第2条 市長は、狂犬病予防法(昭和25年法律 第247号)及び狂犬病予防法施行令(昭和28 年政令第236号)の規定に基づく事務につい て、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、 <u>それぞれ</u>当該各号に定める名称の手数料を その申請する者から徴収する。

 $(1) \sim (4)$ (略)

(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化 に関する法律の規定に基づく事務に係る手 数料)

第3条 市長は、鳥獣の保護及び管理並びに 狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律 第88号)第19条の規定に基づく事務につい て、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、 <u>それぞれ</u>当該各号に定める名称の手数料を その申請する者から徴収する。

 $(1) \sim (3)$ (略)

(土壌汚染対策法の規定に基づく事務に係る手数料)

第4条 市長は、土壌汚染対策法(平成14年法 律第53号)の規定に基づく事務について、 次の各号に掲げる事務の区分に応じ、<u>それ</u> <u>ぞれ</u>当該各号に定める名称の手数料をその 申請する者から徴収する。

 $(1) \sim (3)$ (略)

(証明等の事務に係る手数料)

第5条 市長は、前3条に定めるもののほか、 次に定める事務について、次の各号に掲げ る事務の区分に応じ、<u>それぞれ</u>当該各号に 定める金額をその申請する者から徴収す る。

(1) (略)

(2)宝塚市営霊園使用許可書の書換又は再交付1枚につき300円

(3) 宝塚市立宝塚すみれ墓苑使用許可証

(狂犬病予防法及び狂犬病予防法施行令の 規定に基づく事務に係る手数料)

第2条 市長は、狂犬病予防法(昭和25年法律 第247号)及び狂犬病予防法施行令(昭和28 年政令第236号)の規定に基づく事務につい て、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、

_____当該各号に定める名称の手数料を その申請する者から徴収する。

 $(1) \sim (4)$ (略)

(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化 に関する法律の規定に基づく事務に係る手 数料)

第3条 市長は、鳥獣の保護及び管理並びに 狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律 第88号)第19条の規定に基づく事務につい て、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、 当該各号に定める名称の手数料を

_____当該各号に定める名称の手数料を その申請する者から徴収する。

 $(1) \sim (3)$ (略)

(土壌汚染対策法の規定に基づく事務に係る手数料)

第4条 市長は、土壌汚染対策法(平成14年法 律第53号)の規定に基づく事務について、 次の各号に掲げる事務の区分に応じ、____ 当該各号に定める名称の手数料をその 申請する者から徴収する。

 $(1) \sim (3)$ (略)

(証明等の事務に係る手数料)

第5条 市長は、前3条に定めるもののほか、 次に定める事務について、次の各号に掲げ る事務の区分に応じ、_____当該各号に 定める金額をその申請する者から徴収す る。

(1) (略)

(2) 宝塚市営霊園使用許可証又は宝塚市 営霊園合葬式墓所使用許可証の書換え(宝 塚市営霊園条例(平成29年条例第46号)第 43条第2項の規定による書換えに限る。) 又は再交付 1枚につき300円

- の書換又は再交付 1枚につき300円
- (4) <u>前3号</u>に定めのない事項(環境衛生に 関する事務に係るものに限る。)の証明 1件につき300円
- (3) <u>前2号</u>に定めのない事項(環境衛生に 関する事務に係るものに限る。)の証明 1件につき300円